

プログラム・マネージャーによる研究開発機関の追加選定について

「革新的研究開発プログラム運用基本方針」(平成26年2月14日総合科学技術会議)に定めるとおり、研究開発機関の選定は、一義的にプログラム・マネージャー(PM)の権限であるが(有識者会議への報告は必要)、PMに関係する機関(PMとの利害関係機関など)を選定する場合は、ImpACT推進会議による承認が必要(当該機関の必要性、合理性、妥当性を判断)。

PMによる研究機関の追加選定にあたり、PMに関係する機関が含まれていなかったことから、有識者会議に対し、公募選定等による研究開発機関の追加を報告するもの。

・鈴木 PM

当初計画から研究開発チームを追加予定だったプロジェクト(2)について、公募により1機関を追加。

(追加研究機関)

実施プロジェクト	研究機関名(所属)	研究代表者名
2. 超高機能タンパク質素材の成型加工基本技術の開発	バンドー化学株式会社(R&Dセンター)	迫 康浩